

## 議案第10号

### 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(95の3) 略</p> <p><u>(95の4) 温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認 1件につき7,400円</u></p> <p>(96)～(326) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(95の3) 略</p> <p>(96)～(326) 略</p> <p>2 略</p>

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p>	<p>(手数料の徴収)</p>

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(93の2) 略

(93の3) 温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可 1件につき24,000円

(94)及び(94の2) 略

(94の3) 温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく増掘のための施設等の変更の許可  
1件につき24,000円

(94の4) 温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可 1件につき35,000円

(94の5) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく承認  
1件につき7,400円

(94の6) 温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認 1件につき7,400円

(94の7) 温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可 1件につき24,000円

(95)～(95の3) 略

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(93の2) 略

(94)及び(94の2) 略

(95)～(95の3) 略

(96)～(326) 略

2 略

(95の4) 温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認 1件につき7,400円

(96)～(326) 略

2 略

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成20年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。